

保護者各位

八王子市立長房中学校

校長 中嶋 昭江

給食費のお知らせ（5組）

令和3年度の給食費について、下記のように決まりましたのでお知らせいたします。

記

1 納入方法

給食費の口座振替用としてご登録いただいた多摩信用金庫の口座に以下「3」の口座振替日の前日までにご入金をしていただきますと自動的に振替がされます。

2 給食費 ※年額を4月～翌年2月の11回に分け月額を算出

学年	一食単価 (円)	年間実施 回数 (回)	年 額 (円)	月 別 口 座 振 替 額 (円)	
				5 月	6 月～翌年 2 月
				(4月・5月分+手数料)	(各月分+手数料)
1 学年	300	173	51,900	8,710 (3,900+4,800) +10	4,810 4,800+10
2 学年	300	173	51,900	8,710 (3,900+4,800) +10	4,810 4,800+10
3 学年	300	170	51,000	7,810 (3,000+4,800) +10	4,810 4,800+10

・5月は振替額が異なります(4・5月の2か月分)ので、ご注意ください。

・上記口座振替額には、振替手数料(10円)を含んでおりますので、ご了承ください。

3 口座振替日(初回振替は原則12日、再振替は初回振替の14日後)

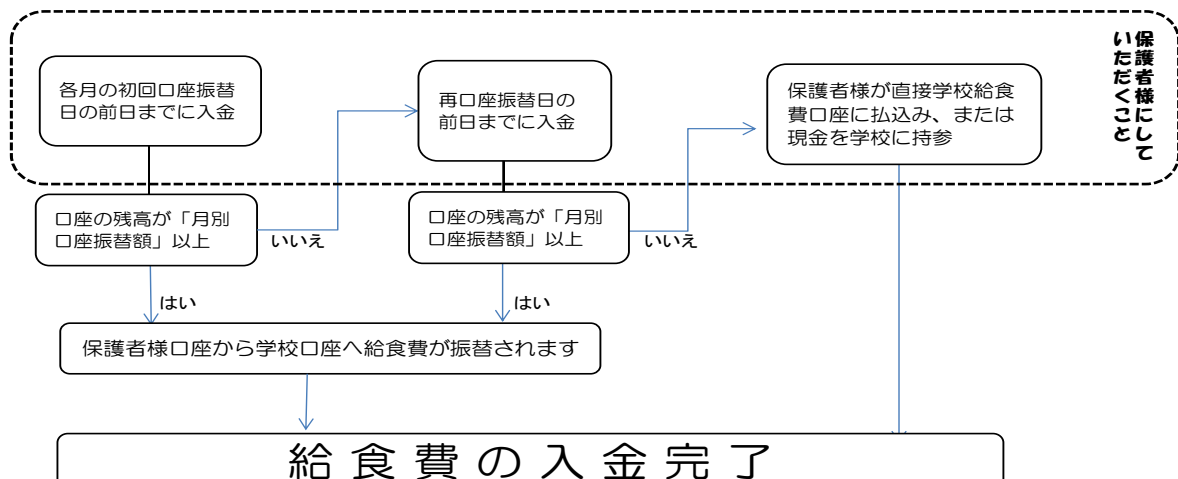
月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
初回	日にち	12日(水)	14日(月)	13日(火)	12日(木)	13日(月)	12日(火)	12日(金)	13日(月)	12日(水)	14日(月)
再	日にち	5/26(水)	6/28(月)	7/27(火)	8/26(木)	9/27(月)	10/26(火)	11/26(金)	12/27(月)	1/26(水)	2/28(月)

※新型コロナウイルス等により年間実施回数に変更(減)が生じた場合は1・2月分で調整いたします。

4 未納時の扱い

再振替処理後、未納となった場合は、学校給食費口座に直接振込または現金で学校にご持参していただきます。学校指定の期日までに入金がなかったときは、給食の提供を中止にさせていただきます。口座の残高をご確認の上、未納のないようお願いいたします。

【参考】給食費口座振替システムのながれ



(裏面もお読みください)

5 その他

(1) 生活保護を受けている方

給食費は「八王子市」から支払われますので、保護者様からの納入は不要です。

(2) 就学援助を受けようと申請されている方

就学援助は6月または7月頃に認定されますので、それまでの給食費はお支払いください。認定後は「八王子市」から給食費が学校口座に振込まれますので、保護者様からの納入は不要です。なお、それまでに支払われた給食費は返金いたします。

また「準々要保護」に認定された方は半額補助となり、補助分は八王子市より各ご家庭の指定口座に振込まれます。したがって給食費は全額お支払いしていただくことになります。

(3) 年度途中で、転校される方または就学援助に認定された方

毎月10日までに学校へ連絡をいただくと翌月分から給食費の納入を停止できます。この期限を過ぎると翌月分の給食費が振替される可能性があります（後日返金いたします）。また、日割りで給食費を計算いたしますので口座振替で納入していただいた給食費と別に追加徴収あるいは返金をする場合があります。

(4) 長期欠席の扱いについて

病気や負傷等で長期間（5日以上）欠席する場合は、事前に連絡があったときに限り、停止可能な日数分を返金いたします。必ず担任に「給食停止」の申し出をしてください。

(5) 給食費は、申出により児童手当から市区町村が徴収することも可能となっています。

未納が生じた際に「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」を同封いたしますので、希望される方はご提出願います。

※八王子市に受給申請及び現況届の提出をされている方のみの対応（民間企業勤務や自営業の方等）

子どもたちが安全でおいしい給食を安心して毎日食べられるように保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

学校給食は教育活動の一環である「食育」として実施され子どもたちが「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上でもとても重要です。

食材料費

保護者が負担

+

給食センター運営費

※人件費・調理器具・光熱水費
・運搬費

設置者である市が負担

おいしい給食

お問い合わせ先

長房中学校：☎ 664-1480